

事業優先順位		1 細事業:騒音・振動監視測定事業							整理番号	05	
目的	市域における騒音、振動の状況を把握し、規制基準と照らして騒音、振動公害の抑制に努める。										
目標	騒音・振動測定結果の環境基準達成に努める										
事業実施主体	直営	事業開始年	昭和49年度	根拠法令	騒音防止法、騒音振動法						
事業費・財源			平成25年度	平成24年度	比較	コスト情報・従事職員数			平成25年度	平成24年度	比較
	事業費(決算額)(千円)		2,192	245	1,947		総コスト(千円)		4,479	2,626	1,853
	財源内訳	一般財源	2,192	245	1,947		内訳	事業費	2,192	245	1,947
		国府支出金	0	0	0			人件費	2,287	2,381	-94
		地方債	0	0	0			公債費	0	0	0
		その他特定財源	0	0	0			一人あたり(円)	40	23	17
			0					世帯あたり(円)	95	56	39
		0			参考		職員数(人)	0.30	0.30	0.00	
							再任用職員数(人)	0.00	0.00	0.00	
	今後の方向性	引き続き騒音・振動の監視測定を行っていく。									
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	騒音・振動を発生する恐れのある、或いは発している事業所等の周辺市民						
	A	A	A								

事業優先順位		3 細事業:悪臭監視測定事業							整理番号	03	
目的	悪臭防止法に基づき、悪臭を発生させている工場、事業所に対して排出濃度の監視を行う。また、規制基準と照らし、適切な指導を行い、悪臭公害の解決に資する。										
目標	公害発生の防止に努める。										
事業実施主体	直営	事業開始年	昭和48年度	根拠法令	悪臭防止法						
事業費・財源			平成25年度	平成24年度	比較	コスト情報・従事職員数			平成25年度	平成24年度	比較
	事業費(決算額)(千円)		208	0	208		総コスト(千円)		970	794	176
	財源内訳	一般財源	208	0	208		内訳	事業費	208	0	208
		国府支出金	0	0	0			人件費	762	794	-32
		地方債	0	0	0			公債費	0	0	0
		その他特定財源	0	0	0			一人あたり(円)	9	7	2
			0					世帯あたり(円)	21	17	4
		0			参考		職員数(人)	0.10	0.10	0.00	
							再任用職員数(人)	0.00	0.00	0.00	
	今後の方向性	引き続き悪臭苦情発生防止に努める。									
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	悪臭を発生する恐れのある、或いは発している事業所周辺の市民						
	A	A	A								

細事業：騒音・振動監視測定事業

発生源としては、工場・事業所・建設作業・自動車や鉄道の交通機関などがあり、近年では、カラオケ等の近隣生活騒音が問題になることもしばしばある。工場・事業所等に対しては、騒音規制法・振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく、届出指導や立入検査等を行い、騒音・振動の防止に努めた。

また、騒音・振動が環境に与える影響を把握するため、下記の調査を行った。

1. 道路交通騒音調査

騒音規制法の定めに基づき、幹線交通を担う道路における自動車騒音の実態を把握するため、騒音測定を実施した。測定は、24時間連続して自動測定を行い、昼間と夜間の結果をそれぞれ平均して測定結果とした。

平成25年度に測定を行った6地点における騒音レベルはすべて環境基準を満たしていた。

2. 道路交通振動調査

振動規制法の定めに基づき、幹線交通を担う道路における道路交通振動の実態を把握するため、道路交通騒音調査と同時に振動測定を実施した。振動には環境基準はないが、各地点における振動レベルは振動規制法に定める要請限度※を超えることはなかった。

3. 環境騒音・振動調査

環境騒音・振動の実態を把握するため、市内全域（市街化区域）を調査区域として環境騒音の測定を実施した。測定は、騒音に係る環境基準で定める昼間（午前6時から午後10時まで）及び夜間（午後10時から翌午前6時まで）の時間帯で行い、それぞれの結果を平均して測定結果とした。

10地点での測定を行い、騒音はすべて環境基準値を満たし、振動は人の感覚閾値を下回った。

※要請限度・・・振動規制法に基づき環境省令で別に定められている道路交通振動の限度のことをいい、道路交通振動がその限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損われていると認められるときに、市町村長が道路管理者に振動防止のための道路の修繕等の措置を要請し、又は都道府県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度をいう。

細事業：悪臭監視測定事業

悪臭防止法は、事業活動に伴って悪臭を発生している工場や事業場に対して必要な規制を行う。規制の方法には、①特定悪臭物質(22物質)の濃度による規制、②臭気指数(臭気の強さを表す数値)による規制の2種類があり、河内長野市では①特定悪臭物質濃度による規制を採用している。

平成25年度は市民より悪臭の苦情があった1事業所の特定悪臭物質22物質を測定し、河内長野市告示第45号(平成22年9月30日)の規制基準値内であることを確認した。